

第4章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

1. 施策の基本的な取り組み方針

1-1 耐震化促進における役割分担

建築物の耐震診断及び耐震改修は、その所有者が自らの命は自らが守り（自助）、地域社会が自らの地域は自らで守る（共助）という認識の下で取り組まれることを基本原則と考える。

民間建築物に対する県及び市町村による支援（公助）は、そのような民間の取り組みが上手く機能するよう、必要な情報提供と適切な誘導に努め、また民間では十分対応されにくい分野等を補完する役割に限定するものとし、それぞれの役割分担を次のとおり考える。

実施主体	役割分担の考え方
建築物所有者	建築物所有者は、建築物を適切に保全する義務を有することから、自己並びに家族、利用者等の生命及び財産を守るため、自己所有の建築物の耐震化は自らの責任において行う。
自治会	自治会には、災害時において相互扶助の役割が期待されていることから、地域の安全は地域住民自らの力で守るという認識の下、自治会の自主防災活動の一環として、地震時の危険箇所の点検とその危険の除去及び地域の建築物の耐震化等に積極的に取り組む。
建築事業者等	建築事業者等は、安全で良質な建築物を消費者に提供する社会的責任を有しており、耐震に係る設計施工技術を研鑽し、建築物の品質・性能の向上及び価格の適正化に努めるとともに、自らの営業努力により耐震化工事の市場開拓に努める。
建築関係団体	建築関係団体は、建築事業者等に対する技術向上や経営改善等に関する支援、組織力を活用した耐震化工事の需要拡大に努めるとともに、消費者に対する情報提供、相談対応など公益法人として積極的に地域貢献に努める。
市町村	地域住民の生命と財産を守ることは基礎的自治体である市町村の責務であり、耐震化に係る民間支援等は一義的には市町村が担うものと考え。 また、市町村は、市町村内の耐震化を先導する立場として、自ら率先して市町村有施設の耐震化を進め、耐震化促進に資する施策の拡充に取り組む。
県	県は、地方自治法に定める役割に基づき、市町村の枠を越えて実施すべき広域的業務、人的・財政的・性質的に市町村が処理することが適当でない補完的業務及び市町村の連絡調整業務等を行う。 また、県は県内の耐震化を先導する立場として、自ら率先して県有施設の耐震化を進め、耐震化促進に資する施策の拡充に取り組む。
公的団体等	島根県住宅供給公社及び（一財）島根県建築住宅センターは、公的機関として、県及び市町村が実施する施策について支援、協力を行うとともに、建築関係団体等と連携して必要な地域貢献に努める。

1-2 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組方針

(1) 基本施策と施策実施方針

現状では住宅で70%、多数の者が利用する建築物で86%程度の耐震化率を、10年後の平成37年に住宅で90%、建築物で95%に引き上げるという高い目標を達成するためには、これまでの建替え及び改修工事の実績を凌ぐペースで耐震化工事を実施する必要がある。

このため、島根県では、“耐震診断・改修事業を促進する施策”、“地震防災に関する啓発・知識向上に係る施策”及び“所有者に対する法的措置の実施”を3本の基本施策として掲げ、総合的な対策に取り組む。

基本施策	施策実施方針
基本施策1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	建築物所有者の自助努力、地域社会における自主的な防災活動及び建築業界の市場開拓努力等により耐震化が促進されるよう誘導するとともに、緊急的に取り組む分野や負担軽減措置が必要な分野等において、県及び市町村による公的助成を実施する。 また、技術者の養成や相談窓口の設置など耐震化を促進するための環境整備のほか、家具転倒防止対策など建築物以外の対策や市街地の防災対策など総合的観点から建築物の耐震化を進める。
基本施策2 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策	耐震診断及び耐震改修を促進するためには、建築物所有者等到大規模地震が発生する可能性や発生した場合の被害の大きさ及び耐震診断・改修の必要性等について正しく認識し理解してもらうことが大前提となることから、豊富な情報提供と多様な学習機会の提供に努める。
基本施策3 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する法的措置等の実施	多くの県民の安全を確保するため、耐震診断によって安全を確認すべき建築物や保安上危険な建築物が放置されないことがないよう、耐震改修促進法及び建築基準法による法的措置を公平、公正かつ迅速、確実に執行するための運用基準並びに手続きについて基本的な方針を定める。

(2) 重点的に耐震化すべき地域

地震災害による周辺地域への被害拡大の防止、並びに地震災害発生後の避難・救助・医療活動など応急対策の円滑化を図る観点から、次の地域については重点的に耐震化を進める。

- ①避難・救助活動が困難で延焼拡大の危険性がある老朽木造住宅密集地域
- ②地域防災計画に定める緊急輸送道路及び避難路の沿道地域

(3) 重点的に耐震化すべき建築物

地震災害による人的被害を最小化、並びに地震災害発生後の避難・救助・医療活動などの応急対策において必要な施設機能の確保を図る観点から、次の建築物については重点的に耐震化を進める。

- ①地震による倒壊等で人的被害の発生する可能性が高い住宅(耐震性が不明又は不足するもの)
- ②要緊急安全確認大規模建築物
- ③要安全確認計画記載建築物(防災拠点、避難所及び避難路等沿道建築物)
- ④災害時に救護施設となる病院
- ⑤災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ⑥災害時に一時居住施設となる公営住宅等

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（基本施策1）

2-1 耐震診断及び耐震改修の誘導・支援策

（1）自助努力を称える顕彰制度の実施

島根県は、県民及び民間事業者の自主的な耐震診断及び耐震改修を促進させるため、耐震化・地震防災対策に関する先進的な取り組み及び優れたアイデア等を知事が顕彰する。

多方面での取り組みを誘導するため、設計、施工、防災活動等の部門別に公募し、学識経験者等で構成する選考委員会において優れた作品等を選定する。結果は報告書としてまとめ、今後の啓発用資料として活用する。

（2）自治会による耐震化の取り組みの促進

今後10年間で耐震化率を大幅に引き上げるためには、これまでのように個々の住宅に対する対応のみでは自ずと限界がある。このため、市町村、自治会及び建築関係団体が連携し、自治会単位で耐震診断及び耐震改修活動を展開する仕組みを検討する。

市町村及び自治会役員が住民と建築関係団体との間に入って調整することにより、住民も安心して耐震診断を受けることができる体制が整備されるものと考えられる。

（3）リフォーム等に併せた耐震改修の促進

住宅設備やバリアフリー化等のリフォームの機会を捉えて耐震化を図ることは、建築主にとって別々に改修するより経済的であり、また耐震化率向上の観点からも極めて効果的である。このため、リフォーム時や中古住宅の購入時等の際に必ず耐震診断及び耐震改修が実施されるよう、市町村、建築事業者及び関係団体等が協力して建築主の理解を得る仕組みを検討する。

この場合、リフォームに併せて耐震化を実施した建築主及び建築事業者に何らかのインセンティブが働くよう、市町村による診断費・改修費の補助を実施する等の措置を検討する。

また、長寿社会の住まいづくり相談員は耐震改修に関する講習を行い、建築主からリフォームの相談があった場合には耐震改修に関する啓発や助言を行う。

（4）建設業界による自主的な耐震化の取り組み

建築関係団体は、会員の技術力の向上と経営の近代化に努め、耐震性が高く価格の適正な建築物の供給に努めるとともに、公益性を有する技術者集団として地域貢献に努め、行政の各種施策に協力する。また、耐震診断及び耐震改修の方法や料金・工事費等を分かりやすく解説したカタログの作成や相談窓口の設置など消費者サービスの充実を図り、耐震化工事の需要拡大に向けて積極的な営業活動を展開する。

（５）市町村が実施する事業に対する支援

市町村は、各市町村の耐震化の現状と設定した耐震化目標に鑑み、必要性が認められるものについて国の補助事業等を活用して、耐震診断・改修費に対する助成制度等の創設・拡充を行う。

県においては、市町村が実施するこれらの耐震化のための事業に対し、「１－２耐震診断・耐震改修に係る基本的な取り組み方針」に定める重点的に耐震化すべき地域、重点的に耐震化すべき建築物、優先的に耐震化すべき公共施設及び地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの建築物に対する事業効果が高めることができるよう次の支援制度を創設する。

- ・民間住宅の耐震診断・耐震改修等への間接補助
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修等への間接補助
- ・耐震診断・耐震改修に関する技術的指導
- ・耐震診断・耐震改修に関する補助制度や融資制度の紹介
- ・各市町村間の連絡調整

（６）標準的な耐震診断費の情報提供

住宅所有者に対する事業費補助の公平化及び補助事業を実施する市町村の事務手続きの明確化、簡素化を図るため、市町村ごとに耐震診断に要する費用の標準化が図られるよう標準的な耐震診断費用についてのガイドラインを制定し、県ホームページ等を用いて情報提供する。

（７）新耐震基準で建築された住宅の耐震診断に対する支援

近年の地震被害状況を鑑み、1981年6月以降のいわゆる新耐震基準で建築された住宅についても、耐震性の確認を行うことに対する支援するとともに、耐震性が不足している場合には、耐震改修を行うことを促す。

（８）部分的な耐震に対する補助制度の実施

住宅一棟あたりの床面積が比較的大きい本県において、住宅全体の耐震改修に向けた段階的改修の中間点でもあり、費用負担を抑えつつ生命を守る手法の一つとして平成24、25年度に実施していた制度の見直し等を行う。

（９）新たに入居する際の耐震改修工事の実施を支援

空き家等に入居する際の修繕等に併せて耐震改修工事を実施することにより、安全な住宅の供給と耐震化の向上を図るため、特にUIターン者が入居をする場合には、耐震診断を実施し、耐震性が不足する場合は、耐震改修を実施するように、県関係部局および市町村と連携して積極的な実施を促す。

（10）耐震改修促進税制の活用

補助制度のほか、耐震改修促進税制を活用し既存耐震不適格建築物の耐震化を促進する。

住宅については、耐震改修を行った場合の耐震改修費用の10%相当額の所得税特別控除や固定資産税の減額措置について、県民への周知を図る。

特定建築物については、耐震改修工事に伴って取得をする部分等について特別償却措置を受けることができるよう、耐震改修促進法に基づく認定制度のPRに努める。

(11) 県住宅供給公社による支援策

島根県住宅供給公社は、自らが分譲した住宅の耐震診断及び改修に努めるとともに、市町村の要請に応じ事業実施及び相談業務に対する技術的支援を行う。

(12) 県建築住宅センターによる支援策

(一財)島根県建築住宅センターは、財団の自主事業である「古民家等保存・活用のための耐震化支援事業」の実施により、限界耐力計算法を用いた伝統構法木造住宅の耐震化を支援する。

2-2 安心して耐震診断及び耐震改修ができる環境整備

(1) 建築技術者及び事業者の養成

県内における既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施率が極めて低く、その設計・施工技術が県内事業者に広く普及していない状況にあるため、設計及び施工の各分野別に専門家等を講師に招き、実例を教材としながら技術水準の高い専門講習会を開催する。県内事業者の技術水準の底上げを図るため、この講習会は今後継続的に開催する。

また、所管行政庁への報告が義務付けられた耐震診断を実施できるのは、原則として、建築士で、かつ、国土交通大臣が定める講習を修了する必要がある。このため、所定の講習の受講を促すこととする。

(2) 優良な技術者及び事業者の登録制度の普及促進

上記講習会の受講修了者等を登録する制度を設け、県内の相談窓口や県ホームページ等で公開することにより、県民や建築物所有者が、一定の技術水準を持つ設計者や施工技術者を自ら選択できるシステムを構築し、実施しているところだが、この制度の周知と登録者の充実化を図る。

また、建築事業者に関しても技術者と同様に、耐震診断業務・改修工事の実績及び優良な技術者の人数等を登録し公表する制度の促進を図る。

(3) 相談窓口の設置

住宅・建築物所有者等が気軽に耐震診断・改修の相談ができるようにするため、県は引き続き、県庁（建築住宅課）、地方機関に相談窓口を設置し、体制の充実に努める。

耐震改修促進法の所管行政庁であり建築基準法の特定行政庁である松江市及び出雲市、並びに限定特定行政庁である安来市、大田市、浜田市、益田市、江津市及び雲南市は独自に相談窓口を整備し、その他の市町村については建築技術者のいる県地方機関と連携して窓口を設置運営する。

県住宅供給公社、(一財) 島根県建築住宅センター、並びに建築関係団体及びその支部においても同様に設置し、県下全域で多様な相談に対応できる体制を整備する。

また、県は、相談対応を行う県、市町村の行政職員及び建築関係者に対する研修会を適宜開催し、適切な指導、情報提供が行えるように努める。

また、「耐震改修支援センター」（一般財団法人 日本建築防災協会）の周知を図る。

(4) 耐震診断士の派遣制度

住民から耐震診断費に対する助成申請を受けた市町村において、診断が可能な技術者を選定し、派遣をすることにより、診断結果の適格性を確保し、併せて手続きの簡素化を図る。

制度運用に当たっては、(一社) 島根県建築士会の協力を仰ぎ、同市町村内に建築士事務所を構える上記(2)の制度に登録している建築士の選定、診断結果の第三者による内容の確認など、適格性を確保した派遣制度を検討する。

（５）技術開発の促進

耐震診断及び耐震改修に関する建築技術の普及と発展、並びに関係者の意識改革に資するため、県、市町村、建築団体及び大学・高専等が協力して建築技術研究発表会を定期的を開催する。

木造住宅の耐震化に関しては、既存の街並みや家並みに調和した建替えや改修が円滑に行われるよう、伝統的民家型工法や在来軸組工法に適合した補強方法、低コストで簡便な補強方法及び火災による延焼拡大防止技術等について研究を行う。

（６）特定優良賃貸住宅の空家の活用

耐震改修促進法第 28 条に規定する耐震改修の認定を受けた住宅及び建築物の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする場合は、知事の承認を得て、3 か月以上空家となっている特定優良賃貸住宅に入居できることとする。

2-3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する施策

(1) 建築物以外の地震予防対策

①ブロック塀の安全対策

ブロック塀については、自治会等を通じての安全対策について周知するとともに、自治会活動を通して危険箇所を防災マップに表示するなど自治会レベルの被害防止対策を促進させる。

また、ブロック塀の代わりに景観向上にも役立つ生け垣等を設置するよう啓発を行い、地震時の地域の安全性を高めるようにする。

②窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスについては、建築基準に適合しない窓ガラスを有する建築物の所有者・管理者に対して耐震診断及び耐震改修時に改善指導を行うほか、特定建築物の定期報告、増改築時の建築確認審査及び検査、並びに防災査察、違反建築パトロール等の行事を通して必要な指導を行う。

天井についても、建築基準法施行令第39条第3項及び平成25年国土交通省告示第771号（特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造を定める件）に該当する特定天井を対象に、当該告示への適合が求められていることから、これに対しても上記と同様に必要な指導・助言を行う。

③昇降機等の地震対策

現行の「昇降機耐震設計・施工指針」に適合しないエレベーターを対象に現行の指針と同等の耐震化を行うよう指導するとともに、特にP波感知型地震時管制運転装置（地震発生時にエレベーターを安全に制御し、閉じ込め事故等を防止するための装置）等の設置による耐震改修を促進する。

また、エレベーターの地震その他の振動に対する構造耐力上の安全性を確かめる構造計算の基準を定める件（平成25年国土交通省告示第1047号）等への適合性についても指導する。

④住宅の家具転倒防止対策等

地震による住宅内の死亡・負傷事故を防止するためには、安全な室内空間づくりを行う必要がある。このため、耐震診断・耐震改修の啓発にあわせ、家具・家電製品等の家財が凶器とならないよう、転倒・移動防止対策や配置方法等について必要な情報提供を行う。

特に、動きの遅い高齢者にとっては致命的な問題ともなることから、居間や寝室など滞在時間の長い部屋の安全対策が早急 to 実施されるよう、自治会等を通じて支援対策を講ずる。

⑤機器・備品転倒による病院等の機能障害防止対策

被災者の救命救急活動を担う医療施設は、震災後でも所要の施設機能を確保する必要があることから、病院内に配備されている可動式の医療機器等の転倒による怪我や故障及び電源・給排水・エレベーター等の設備機器に不具合が生じないよう、施設の耐震化にあわせ設備機器の耐震化に関する指導を行う。

(2) 土砂災害防止対策

①がけ地付近の危険住宅の移転

地震等によるがけ地崩壊から人命と財産を守るため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を活用して住宅の解体及び移転費用の補助を行うことにより、島根県建築基準法施行条例第4条（がけ付近の建築物の制限）により建築を制限している区域内にある危険住宅の移転を促進する。

②住宅宅地基盤特定治水施設等の整備

地震等による土砂災害から住宅市街地を保全するため、土砂災害の恐れのある危険な住宅市街地のうち、国道、県道、緊急輸送道路及び避難路等の道路を含む箇所について、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（住宅・建築物の耐震改修支援型）」を活用し、土留め擁壁整備等の必要な措置を行う。

③急傾斜地崩壊防止法等による対策の推進

地震等によるがけ地崩壊からの被害を最小限にするため、急傾斜地崩壊防止法及び土砂災害防止法の指定地域においては、砂防部局と連携し、土砂災害対策を推進する。

（３）密集市街地の地震防災対策

①地区ごとの地震防災・避難計画の策定

市街地の整備には長い年数を要することから、市町村は、地域又は集落ごとに地震防災・避難計画を策定し、不慮の地震災害に備えておく必要がある。これは、自治会で作成する身近な地震防災マップを基に策定するものであり、市町村、消防署及び自治会が協議して、消火・救助・避難活動及び危険箇所の改善等に関する方策を定め、自治会での防災訓練等に活用する。

防災・避難計画の策定は、これを通じて住民の防災意識が高められ、以降の市街地整備や道路拡幅を実施する場合に不可欠となる住民の合意形成に役立つものと考えられる。

②総合的な市街地整備事業等の導入

密集市街地において総合的な防災対策を実施するためには、老朽建築物等の除却、既存建築物の耐震改修事業、個別建替えや狭小敷地の共同建替えの実施、防災施設の整備及び道路・公園の整備など多様な整備手法の導入と膨大な事業費が必要になる。

このため、整備区域の面積や接道不良住宅の割合、住宅戸数密度等の事業要件に適合する場合には、国の補助事業である「街なみ環境整備事業」、「住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）」及び「小規模住宅地区等改良事業」等を活用して、市町村が事業を実施し、県は市町村に対する必要な支援策を検討する。

また、これらの事業手法のほかに、防災上の観点から建築物の用途、規模、構造等を制限する地区計画の導入や条例による屋根・外壁の防火措置など、法的な規制手法についても検討する。

③後退ルールに基づく狭隘道路の着実な拡幅整備

都市計画区域内にある狭隘道路が改善されないのは、建築基準法第42条第2項の救済規定を受けた道路沿いの建築物等が適法に後退していないことが大きな要因となっている。

このため、密集市街地のうち狭隘道路の拡幅が必要な地域においては、県と市町村が連携して、後退しない敷地の是正指導を徹底するとともに、敷地後退の基準となる道路中心表示や後退後の舗装整備を制度化し、建替えや増築の際には必ず拡幅整備が実施される体制を構築する。

（４）地震発生後の応急対策

①被災建築物応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物の危険性の有無を判定し、その後の余震等による二次災害を未然に防止するため、県、市町村及び（一社）島根県建築士会が連携して応急危険度判定士（島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づく知事の認定者）の派遣体制を整備する。

この場合、被災宅地の危険度判定を行う宅地判定士（島根県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づく知事登録者）による宅地判定活動と連携して実施されるよう相互調整を行う。

②被災者に対する賃貸住宅の紹介・斡旋

大規模地震等の災害により住宅に住むことができなくなった被災者に対し、県及び市町村公営住宅等の空き家を紹介するとともに、県と宅地建物取引業団体との間で締結した協力協定に基づき民間賃貸住宅の空き家の紹介・斡旋を行う。

③その他応急・復旧対策の支援

そのほか、被災住宅の応急修理、罹災証明発行のための住宅被害調査、住宅相談所の開設などに関して建築関係団体との間で協力協定を締結し、地震災害の発生に備える。

（５）地震保険等への加入促進

地震により家屋が倒壊した被災者は自力で住宅の復旧を行わざるを得なく、被災地域の復旧が円滑に進まない恐れもあることから、県及び市町村等は、広報及びホームページ掲載等により、民間損害保険会社の地震保険又は火災に加え地震被害も補償する建物更生共済（建更）等の加入促進に向けた情報提供に努める。

3. 建築物の地震防災に関する啓発及び知識普及のための施策（基本施策2）

3-1 地震防災マップの作成・公表

（1）市町村ごとの地震防災マップの作成

住民及び所有者等の意識啓発を図り住宅・建築物の耐震診断・改修を促進させるため、市町村において、想定する大規模地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）を作成し公表する。

地震防災マップに用いるメッシュ地図は、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものとする必要があるとあり、各市町村の市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ適切な区域区分を設定する。

また、地盤の揺れやすさや建築物が倒壊する危険性だけでなく、地域の状況に応じて地盤の液状化やがけの崩壊の危険性、市街地の火災の危険性等についても地震防災マップに表現し、様々な危険性の存在を周知させることが必要である。

（2）自治会防災活動による身近な地震防災マップの作成

住民の連帯意識を醸成し、また住民による安全な避難活動等に役立てるため、市町村が作成する各行政区域全体の地震防災マップのほかに、自治会において、身近な危険や安全な施設・場所・道路等を記載した街区ごとの地震防災マップを作成するよう指導する。

街区ごとの地震防災マップには、自治会による自主的な防災点検活動を通して、安全な避難経路や危険な通路、緊急車両の進入できない範囲、ブロック塀が転倒する危険性のある箇所、瓦・ガラスなどの落下物に注意する箇所などを現状に即して記載し、住民が生活実感をもって身近に存在する様々な危険を再認識できるものとする必要がある。

なお、自治会による点検活動、マップ作成作業、これを活用した耐震診断・改修等の啓発活動及び危険箇所の改善事業等の取組みは住民に身近な行政庁である市町村において支援する。

3-2 効果的な啓発メディアの整備

（1）啓発用パンフレット等の作成

広く県民の地震防災に関する意識啓発と知識普及を図るため、県において、耐震改修促進法の概要、地震被害の状況と対策の必要性、耐震診断・改修の方法・構造別規模別の標準的な費用、がけ崩れの危険性等を掲載したパンフレットを作成し、セミナー、講習会及び相談窓口等で配布するとともにホームページに掲載する。

また、県内すべての世帯に必要な情報を提供するため、上記のパンフレットを基に、高齢者にも読みやすく理解しやすい一般世帯向けのリーフレットの作成し、自治会の回覧版を利用して各戸に回覧する。

さらにインターネットホームページなどにより、耐震診断・耐震改修設計に応じることができる建築設計事務所が「（一財）島根県建築住宅センター」、「耐震改修支援センター」において公開

されていることの周知を図る。

（２）耐震改修事例集の作成

県民や民間事業者による耐震改修工事の参考となるよう、県において、リフォームにあわせた耐震改修工事の各種事例、国等が認定した耐震改修工法及び事例別の工事費用や資金計画に関する情報等を掲載した事例集を作成し、市町村及び関係機関等に配布し相談業務等に活用する。

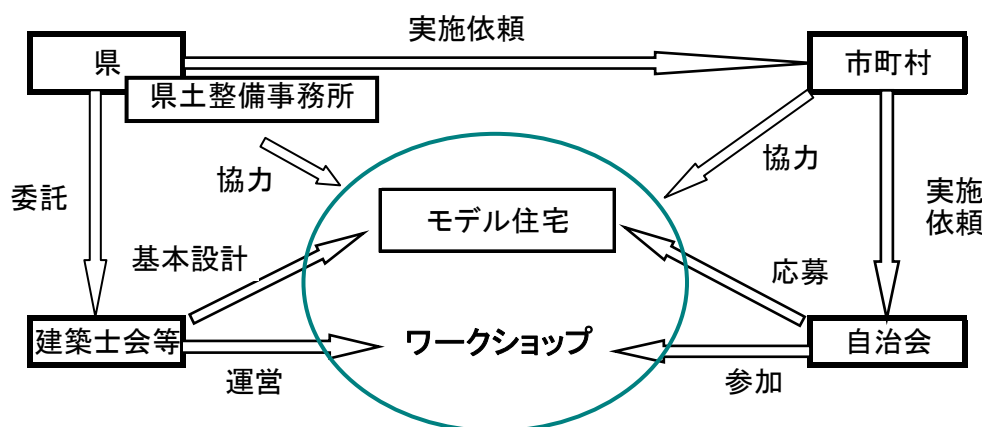
（３）広報用ビデオ等の活用

リーフレットや事例集など個別に配布するメディアのほかに、所有者の体験談・感想や工法別の工事概要を記録したビデオ、DVDを購入し、多数が参加するセミナーや講習会における学習教材として活用する。映像メディアは、県政テレビ番組等で放映することも可能であり、広く一般に周知する手段としては極めて有効である。

3-3 多様な学習機会の提供

（１）耐震改修モデル設計による地域学習会の開催

耐震化率の低い木造戸建て住宅の耐震化を促進するため、県、市町村及び建築関係団体と連携して、モデル住宅の耐震診断・改修の基本設計を通じた地域学習会を開催し、県民の地震防災に関する意識を啓発し自主的な耐震診断・改修を促進させる。



（２）セミナー・講習会等の開催

県民の地震防災に関する意識啓発と知識普及を図るため、県は市町村及び建築関係団体と協力して、一般県民向け又は特定建築物所有者向けのセミナー、講習会等を県内各地で開催する。

また、それにあわせ耐震診断・改修に関する無料相談会を設け、個別の事例の対応方法についてきめ細かいアドバイスを行う。

（３）自治会による防災学習会の開催

自治会単位での耐震化の取り組みが促進されるよう、市町村が、建築関係団体の協力により、

自治会総会等の機会を利用して防災学習会を開催する。

防災学習会では、家具の転倒防止対策、耐震診断及び耐震改修、並びに自治会レベルでの地震防災マップの作成の必要性等について説明し意識啓発を行う。

また、このような自治会との交流を通じて、改善が進みにくい高齢者世帯において、応急的な家具転倒防止対策が建築関係団体のボランティア活動によって実施される仕組みを検討する。

（４）地方公共団体職員等による「戸別訪問」の実施

地方公共団体の職員等が直接住宅所有者に、地震による危険性、耐震改修の必要性、支援制度等を説明し、その場で質疑回答することにより、耐震診断及び改修に対する意識改革を図る。訪問にあたっては、各市町村において戸別訪問を行う区域や、効果をより高める方法等をまとめたアクションプログラムを作成したうえで、県や（一社）島根県建築士会等関係機関の協力を得ながら実施する。

（５）各種行事を活用した広報の実施

建築物防災週間及び違反建築物防止週間における立入指導や広報活動、毎年１０月に実施される住宅月間における各種催しなど、既存の行事・活動を通して、積極的に地震防災対策についての啓発を行う。これらの行事・活動は、県、市町村及び建築関係団体が連携協力し、広域的かつ集中的に取り組むものであり、啓発方法を工夫することにより、一般県民等への大きな周知効果が期待される。

（６）「基準適合認定建築物マーク」の普及

建築物の所有者が所管行政庁に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、「基準適合認定建築物マーク」を標示することができる。この制度の普及を図ることで、県民の関心を促し、耐震診断・耐震改修等への関心を高めていく。

4. 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する法的措置等の実施方針（基本施策3）

4-1 耐震改修促進法による法的措置

（1）耐震診断結果の報告の義務づけ

県は、大規模な地震の発生により建築物が倒壊等した場合に被災者救援・救護活動、消火活動等の災害応急対策に重大な支障を来すことがないように、法第5条第3項第1号及び第2号に基づく要安全確認計画記載建築物を指定し、対象建築物の耐震診断結果の報告を義務づけることにより、重点的な耐震化の促進を図る。

（2）耐震診断結果の報告内容の公表

県は、法第5条第3項第1号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物（災害対策基本法に基づき指定する地域防災計画において災害時に利用することを想定している建築物をいう。）を次のとおり指定し、迅速な災害応急対策を図る。

指定年月日	対象建築物	診断結果の報告期限
平成28年3月15日	表4-1-1	平成27年12月31日
平成29年4月1日	表4-1-2	平成33年3月31日

県は、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）」に定める緊急輸送道路のうち表4-2に掲げる道路を法第5条第3項第2号の規定に基づく道路として指定し、当該道路の通行及び円滑な避難の確保を図る。

指定年月日	路線	診断結果の報告期限
平成29年4月1日	表4-2	平成38年3月31日

（3）通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断費用の負担

法第7条柱書及び同条第2号の規定により耐震診断結果の報告が義務化された通行障害既存耐震不適格建築物の所有者から申請があったときは、法第10条第1項の規定に基づき、県は耐震診断の実施に要する費用の一部を負担する。

また、同条柱書及び同条第3号の規定により耐震診断が義務化された通行障害既存耐震不適格建築物の所有者から申請があり、法第10条第2項の規定に基づき市町村が耐震診断の実施に要する費用の一部を負担するときは、県は市町村に対する間接補助を実施する。

（4）県施行細則の制定による法体系の整備

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定める所管行政庁への委任規定に基づき、次の規定を「島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年3月28日島根県規則第42号）」に定める。

委任省令	規定する内容
第3条、第4条	通行障害建築物となる建築物の高さの特例
第5条第4項	要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添付する書類
第28条第2項	計画の認定の申請書に添付する書類
第28条第11項	同上の申請書に添付する要しない書類
第33条第1項、第2項	建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類
第33条第3項	同上の申請書に添付することを要しない書類
第37条第1項第3号	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類
第37条第2項	同上の申請書に添付することを要しない書類

(5) 事務処理要領に基づく適正な法令執行

法令の実効性を確保するため、法令執行に係る事務処理及び運用基準等を定めた「島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務処理要領（平成27年3月16日制定）」に基づき、適正な法令の執行に努める。

当該事務処理要領に規定する事項は、下表のとおりとする。

構成	規定する事項
要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物（以下「要安全確認計画記載建築物等」という。）の耐震診断結果の報告等に関する事項	・細則第3条第1号に規定する第三者判定機関 ・細則第3条第2号に規定する「建築基準法第12条第1項の規定による報告を要しない建築物にあつてはこれと同等と認められるもの」とする調査報告書様式及び調査者の資格 ・申請者が提出する報告書の部数及び提出先 ・報告書の受付等の事務処理の方法 ・所有者が期限内に報告しない場合の督促の方法、再三の督促を経て命令する旨の意思表示及び命令したときの公表の方法 ・所有者から報告を受けた場合の公表の方法並びに公表後の公表内容の更新及び削除
特定既存耐震不適格建築物に係る措置に関する事項	・特定既存耐震不適格建築物の状況を把握するための台帳様式及びその整備方法並びに記載内容に変更等が生じた場合の管理方法 ・法第15条第2項の規定による指示をするときの指示書様式 ・法第15条第2項の規定による指示にあたって報告を求めるときの報告通知書及び報告書の様式、報告書の提出部数及び提出先 ・報告書に疑義がある場合の関係書類の検査及び現地立ち入り検査の方法並びに検査結果の報告の方法 ・所有者が指示に従わなかったときの公表の方法

建築物の耐震改修の計画の認定に関する事項	・申請者が提出する認定申請書（建築確認等を要する場合は、添付書類を含む）の部数及び提出先 ・認定申請の受付、処理簿及び台帳整理並びに消防長等への意見照会等の事務処理の方法（建築確認等を要する場合は、消防長等、保健所長及び建築主事の同意等の手続きを含む） ・同意を求められた建築主事の同意手続き及び事務処理方法 ・法第17条第3項の基準に適合すると認める場合（建築確認等を要する場合は、消防長等及び建築主事の同意が得られた場合に限る。）は認定する旨の意思表示 ・申請書の内容に疑義がある場合の現地調査及び報告の方法 ・認定を行った場合の台帳整理及び認定通知書の交付の方法 ・認定を行った場合の同意した建築主事に対する通知及び通知を受けた建築主事の事務処理方法 ・認定できない場合（建築確認等を要する場合は、消防長等及び建築主事の同意が得られない場合を含む。）の通知様式及びその通知方法 ・法第17条第5項に規定する計画の認定を受けた耐震改修工事の図書の閲覧方法 ・計画の認定を受けた者が、法第18条の規定に基づき計画の変更をしようとする場合の申請書様式及び添付書類並びに変更の認定を行った場合の認定変更通知書様式及び交付方法 ・計画の認定を受けた建築物の耐震改修工事現場への表示様式及び表示方法 ・計画の認定を受けた建築物の耐震改修工事に対する報告書様式、報告時期及びその報告の方法、現場立ち入り検査及び報告の方法、並びに計画に従って改修工事を行っていることを確認した場合の認定済証様式及び交付方法 ・認定に従って耐震改修工事を行っていないと認める場合の法第20条の規定に基づく改善命令の様式及びその交付方法、命令を受けた者が改善した場合の改善報告書の様式及び提出方法、並びに建築主事の同意を受けた場合の建築主事への通知様式及び通知方法 ・改善命令に従わない場合は法第21条の規定に基づき認定を取り消す旨の意思表示 ・取り消した場合の申請者への通知様式及び通知方法、並びに同意した建築主事への通知様式及び通知方法
建築物地震に対する安全性に係る認定に関する事項	・申請者が提出する認定申請書の部数及び提出先 ・認定申請の受付等の事務処理の方法 ・法第22条第2項の基準に適合すると認める場合は認定する旨の意思表示 ・申請書の内容に疑義がある場合の現地調査及び報告の方法 ・認定を行った場合の台帳整理及び認定通知書の交付の方法

	・認定できない場合の通知様式及びその通知方法 ・法第22条第2項の基準に適合しなくなったと認める場合は認定を取り消す旨の意思表示 ・認定を取り消す場合の通知の様式及びその通知方法
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定に関する事項	・申請者が提出する認定申請書類の部数及び提出先 ・認定申請の受付等の事務処理の方法 ・法第25条第2項の基準に適合していないと認める場合は認定することとする旨の意思表示 ・申請書の内容に疑義がある場合の現地調査及び報告の方法 ・認定を行った場合の台帳整理及び認定通知書の交付の方法 ・認定できない場合の通知の様式及びその通知方法

表 4-1-1 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる建築物（法第5条第3項第1号）

	所有者	災害時の用途	建築物の規模
(1)	すべて	防災拠点および避難所 (要緊急安全確認大規模建築物に限る)	要緊急安全確認大規模建築物に 該当する規模

表 4-1-2 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる建築物（法第5条第3項第1号）

	所有者	災害時の用途	建築物の規模
(1)	県	防災拠点及び避難所	すべて
(2)	市町村	防災拠点	すべて
(3)	市町村	避難所 (平常時の用途が法第14条第1号に掲げ る用途に供するものに限る)	令第6条第2号各号に規定する 用途に応じ、それぞれ当該各号に 定める規模以上

※「防災拠点」および「避難所」とは、県または市町村が災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画において、災害時に防災拠点または避難所として利用することを想定している建築物をいう。

※「令」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令をいう。

※複数の号に該当する建築物における耐震診断の結果の報告期限は、該当する号のうち、最も期限の早いものを適用する。

参考1 表 4-1-2(1)に該当する建築物一覧表

施設名称	棟名称	所在地
松江高等看護学院	教室棟	松江市嫁島町西嫁島2-2-23

※指定時点において、耐震診断の実施により「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされている建築物は除外している。

参考2 表 4-1-2(2)に該当する建築物一覧表

施設名称	棟名称	所在地
浜田市役所旭支所	支所庁舎	浜田市旭町今市637
浜田市役所金城支所	支所庁舎	浜田市金城町下来原171
浜田市役所三隅支所	支所庁舎	浜田市三隅町三隅1434
浜田市役所弥栄支所	支所庁舎	浜田市弥栄町長安本郷542-1
出雲市役所平田支所	-	出雲市平田町951-1
出雲市役所湖陵支所	-	出雲市湖陵町二部1320
出雲市役所大社支所/大社消防署	-	出雲市大社町杵築南1395
出雲市役所斐川支所	-	出雲市斐川町莊原2172
出雲西消防署 多伎分署	-	出雲市多伎町久村509
美都総合支所	-	益田市美都町都茂1803-1
豪雪山村開発総合センター	-	益田市匹見イ1260
地域生活支援センター ポケットプラザ	-	益田市乙吉町1110-1
大田市役所本庁舎	本庁舎	大田市大田町大田口1111
大田市役所仁摩支所	支所庁舎	大田市仁摩町仁万562-3
大田市立病院	病棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	外来管理棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	外来診療棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	治療棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	機能訓練棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	MRI棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	MRI検査棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	リハビリテーション棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	サービス棟	大田市大田町吉永1428-3
大田市立病院	研修施設	大田市大田町吉永1428-3
安来市役所安来庁舎	1号館	安来市安来町878-2
安来市役所安来庁舎	3号館	安来市安来町878-2
安来市役所広瀬庁舎	-	安来市広瀬町広瀬703
江津市役所本庁舎	A棟	江津市江津町1525
江津市役所本庁舎	B棟	江津市江津町1525
雲南市大東総合センター	総合センター	雲南市大東町大東1673-1
掛合総合センター	総合センター	雲南市掛合町掛合1262-1
雲南市立病院	西棟	雲南市大東町飯田96-1
雲南市立病院	管理棟	雲南市大東町飯田96-1
津和野町役場	本庁舎	鹿足郡津和野町日原54-25
津和野町役場	第2庁舎	鹿足郡津和野町日原245-1
津和野町役場	農林課棟	鹿足郡津和野町後田064-6
海士町役場	本庁舎	隠岐郡海士町大字海士1490
西ノ島町役場	本庁舎(木造部分)	隠岐郡西ノ島町浦郷534
隠岐の島町役場	本庁舎	隠岐郡隠岐の島町城北町1

※指定時点において、耐震診断の実施により「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされている建築物は除外している。

参考3 表 4-1-2(3)に該当する建築物一覧表

施設名称	棟名称	所在地
佐田スポーツセンター	-	出雲市佐田町反辺1948-1
斐川文化会館	-	出雲市斐川町莊原2166-1
斐川第2体育館	-	出雲市斐川町直江1231
市民学習センター	-	益田市元町11-26
大田総合体育館	競技棟	大田市大田町大田口1451
川戸地域コミュニティ交流センター	旧校舎棟	江津市桜江町川戸15-4
谷住郷地域コミュニティ交流センター	旧校舎棟	江津市桜江町谷住郷1871-1
川越地域コミュニティ交流センター	旧校舎棟	江津市桜江町川越631
大東体育文化センター	集会所部分	雲南市大東町大東1349
大東体育文化センター	体育館部分	雲南市大東町大東1349
大東公園体育館	体育館	雲南市大東町大東1094
木次体育館	体育館	雲南市木次町新市409
掛合体育館	体育館	雲南市掛合町掛合2125-3
三成中央公民館	-	仁多郡奥出雲町三成445-3
奥出雲町立町民体育館	-	仁多郡奥出雲町三成445-3
横田コミュニティセンター	-	仁多郡奥出雲町横田1037
羽須美体育館	-	邑智郡邑南町阿須那112-5
津和野町民センター	集会所部分	鹿足郡津和野町後田口66-2
津和野町民センター	体育館部分	鹿足郡津和野町後田口66-2

※指定時点において、耐震診断の実施により「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされている建築物は除外している。

表 4-2 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路（法第5条第3項第2号）

道路種別	路線名	区間
高速自動車国道	山陰道	松江玉造IC～出雲IC
高速自動車国道	中国自動車道	県内全線
高速自動車国道	浜田自動車道	県内全線
高速自動車国道	松江自動車道	宍道JCT～三刀屋木次IC
高速自動車国道	松江自動車道	三刀屋木次IC～広島県境
一般有料道路	山陰道(国道9号 江津道路)	全線
一般有料道路	山陰道(国道9号 安来道路)	全線
一般国道(指定)	国道9号	鳥取県境～国道9号 出雲バイパス交点
一般国道(指定)	国道9号	国道9号 出雲バイパス交点～県道35号(益田停車場)交点
一般国道(指定)	国道9号	国道9号 益田バイパス交点～山口県境
一般国道(指定)	国道9号 出雲バイパス	全線
一般国道(指定)	国道9号 江津バイパス	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 朝山大田道路)	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 多伎朝山道路)	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 仁摩温泉津道路)	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 浜田道路)	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 浜田三隅道路)	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 益田道路)	全線
一般国道(指定)	山陰道(国道9号 松江道路)	全線
一般国道(指定)	国道54号	国道9号交点～広島県境
一般国道(指定)	国道191号	国道9号交点～山口県境
一般国道(指定外)	国道187号	国道9号交点～山口県境
一般国道(指定外)	国道261号	国道9号江津バイパス交点～県道327号(市木井原線)交点
一般国道(指定外)	国道314号	国道54号交点～広島県境
一般国道(指定外)	国道375号	国道9号交点～広島県境
一般国道(指定外)	国道431号	県道21号(松江島根線)交点～鳥取県境
一般国道(指定外)	国道431号	県道260号(本庄福富松江線)交点～市道中ノ島環状線交点
一般国道(指定外)	国道431号	市道蓮田環状線交点～国道431号 東林木バイパス交点
一般国道(指定外)	国道431号 東林木バイパス	国道431号交点～県道278号(矢尾今市線)交点
一般国道(指定外)	国道485号	国道431号交点～七瀬港
一般国道(指定外)	国道485号	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路交点～広域農道岬線交点
一般国道(指定外)	国道485号	別府港臨港道路交点～浦郷漁港臨港道路交点
一般国道(指定外)	国道485号 松江だんだん道路	川津IC～国道9号松江道路交点
主要地方道	県道5号(浜田八重可部線)	県道327号(市木井原線)交点～瑞穂IC
主要地方道	県道21号(松江島根線)	国道431号交点～国道9号松江道路交点
主要地方道	県道24号(松江木次線)	国道9号交点～国道54号交点
主要地方道	県道25号(玉湯吾妻山線)	県道24号(松江木次線)交点～国道314号交点
主要地方道	県道31号(仁摩邑南線)	県道40号(川本波多線)交点～町道新町日の出線交点
主要地方道	県道35号(益田停車場線)	国道9号交点～県道54号(益田澄川線)交点
主要地方道	県道37号(松江鹿島美保閑線)	国道9号交点～県道227号(松江しんじ湖温泉停車場線)交点
主要地方道	県道40号(川本波多線)	国道261号交点～県道31号(仁摩邑南線)交点
主要地方道	県道43号(隠岐空港線)	町道西郷270号交点～隠岐空港
主要地方道	県道45号(安来木次線)	国道9号交点～県道334号(安来インター線)交点
主要地方道	県道46号(大田桜江線)	国道375号交点～大田市立病院
主要地方道	県道47号(西郷布施線)	国道485号交点～町道宮ノ前西町線
主要地方道	県道54号(益田澄川線)	県道35号(益田停車場線)交点～益田市役所
主要地方道	県道57号(宍道インター線)	全線
一般県道	県道227号(松江しんじ湖温泉停車場線)	県道37号(松江鹿島美保閑線)交点～鳥根県警察本部
一般県道	県道250号(鰐淵寺線)	市道平田環状線交点～市道蓮田環状線交点
一般県道	県道250号(鰐淵寺線)	国道431号交点～河下港
一般県道	県道260号(本庄福富松江線)	県道21号(松江島根線)交点～国道431号交点
一般県道	県道263号(浜乃木湯町線)	国道9号松江道路側道交点～広域防災拠点備蓄倉庫
一般県道	県道276号(遙堪今市線)	県道278号(矢尾今市線)交点～国道184号交点
一般県道	県道277号(多伎江南出雲線)	市道今市川跡日下線～県道337号(出雲インター線)交点
一般県道	県道278号(矢尾今市線)	国道431号 東林木バイパス交点～県道276号(遙堪今市線)交点
一般県道	県道317号(海士島線)	菱浦漁港臨港道路交点～海士町役場
一般県道	県道322号(知夫島線)	来居2号臨港道路交点～知夫村役場
一般県道	県道327号(市木井原線)	全線
一般県道	県道328号(石見空港線)	県道331号(石見空港飯田線)交点～萩・石見空港
一般県道	県道331号(石見空港飯田線)	国道9号交点～県道328号(石見空港線)交点
一般県道	県道332号(三刀屋木次インター線)	三刀屋木次IC～国道54号交点
一般県道	県道334号(安来インター線)	県道9号交点～安来IC
一般県道	県道337号(出雲インター線)	出雲IC～国道9号交点
一般県道	県道339号(浜田港インター線)	浜田港IC～福井4号臨港道路交点

表 4-2 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路（法第5条第3項第2号）（つづき）

道路種別	路線名	区間
市道	市道今市川跡日下線	国道9号 出雲バイパス交点～県道277号(多伎江南出雲線)交点
市道	市道清水野原線	市道浜田456号線交点～浜田防災備蓄倉庫
市道	市道竹迫野原線	竹迫IC～市道浜田451号線交点
市道	市道中ノ島環状線	国道431号交点～市道平田環状線交点
市道	市道浜田451号線	市道竹迫野原線交点～市道浜田456号線交点
市道	市道浜田456号線	市道浜田451号線交点～市道清水野原線交点
市道	市道平田環状線	市道中ノ島環状線交点～県道250号(鰐淵寺線)交点
市道	市道蓮田環状線	県道250号(鰐淵寺線)交点～国道431号交点
市道	浜田停車場港町線	国道9号交点～浜田医療センター
町道	町道有木1号	町道宮の前西町線交点～町道中町中条線
町道	町道西郷270号	広域農道岬線交点～県道43号(隠岐空港線)交点
町道	町道新町日の出線	県道31号(仁摩邑南線)交点～町道本町学校線交点
町道	町道中町中条線	町道有木1号交点～隠岐病院
町道	町道本町学校線	町道新町日の出線交点～川本町役場
町道	町道宮ノ前西町線	県道47号(西郷布施線)交点～町道有木1号交点
町道	町道日原青原1号	国道187号交点～津和野町役場
その他	海士港臨港道路	菱浦港～菱浦漁港臨港道路交点
その他	浦郷漁港臨港道路	国道485号交点～西ノ島町役場
その他	来居港 来居2号臨港道路	県道322号(知夫島線)交点～来居港
その他	広域農道岬線	国道485号交点～町道西郷270号交点
その他	西郷港 本港臨港道路・第二臨港道路	西郷港～国道485号交点
その他	菱浦漁港臨港道路	海士港臨港道路交点～県道317号(海士島線)交点
その他	福井4号臨港道路	県道339号(浜田港インター線)交点～浜田港
その他	別府港臨港道路	国道485号交点～島前事業部
その他	三隅港 臨港道路1号線	国道9号交点～県道171号(益田種三隅線)交点

※事業化された高規格幹線道路及び今後概ね5年以内に整備が見込まれている路線を予定路線として指定する。

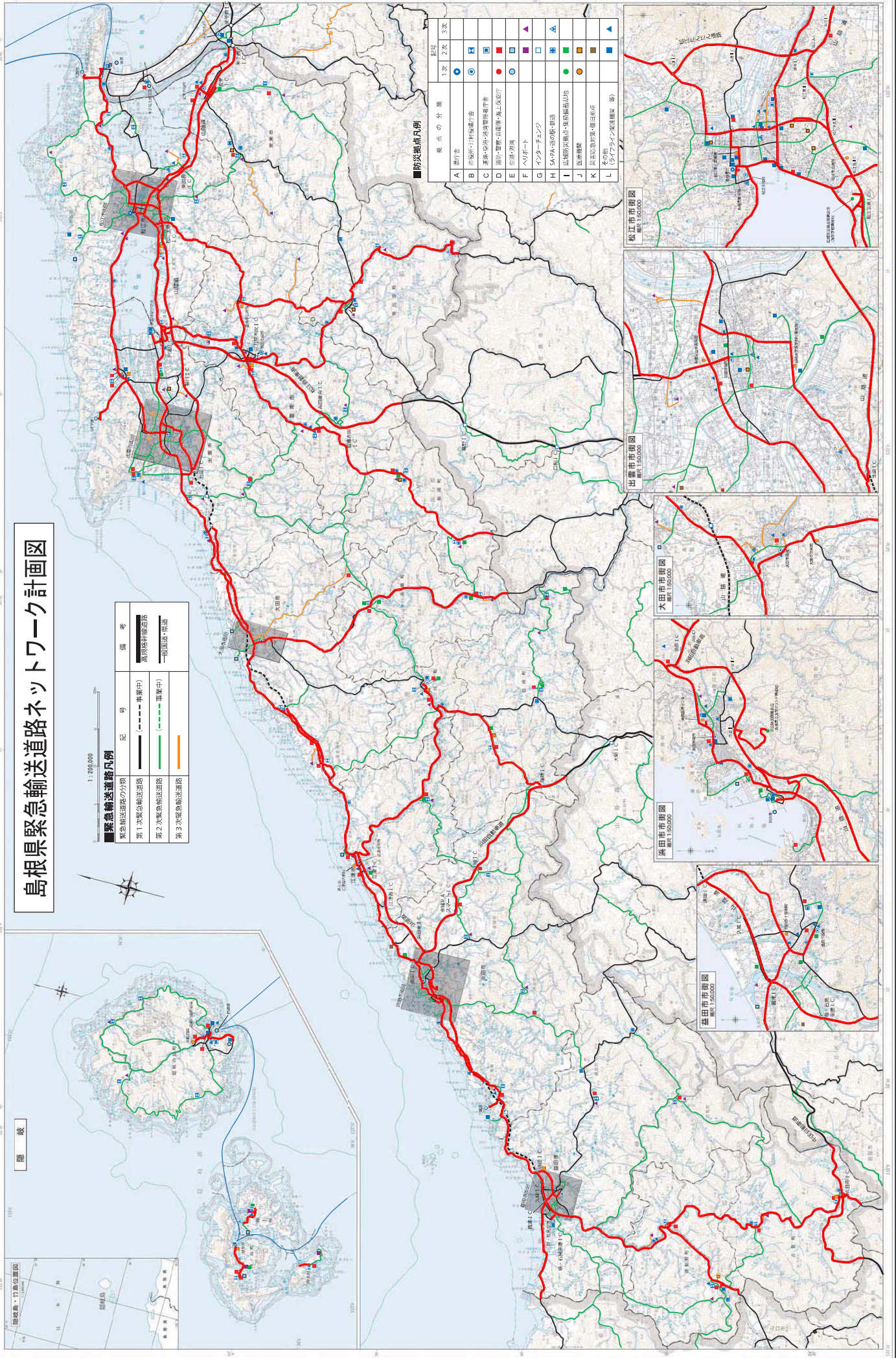


図 4-2 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

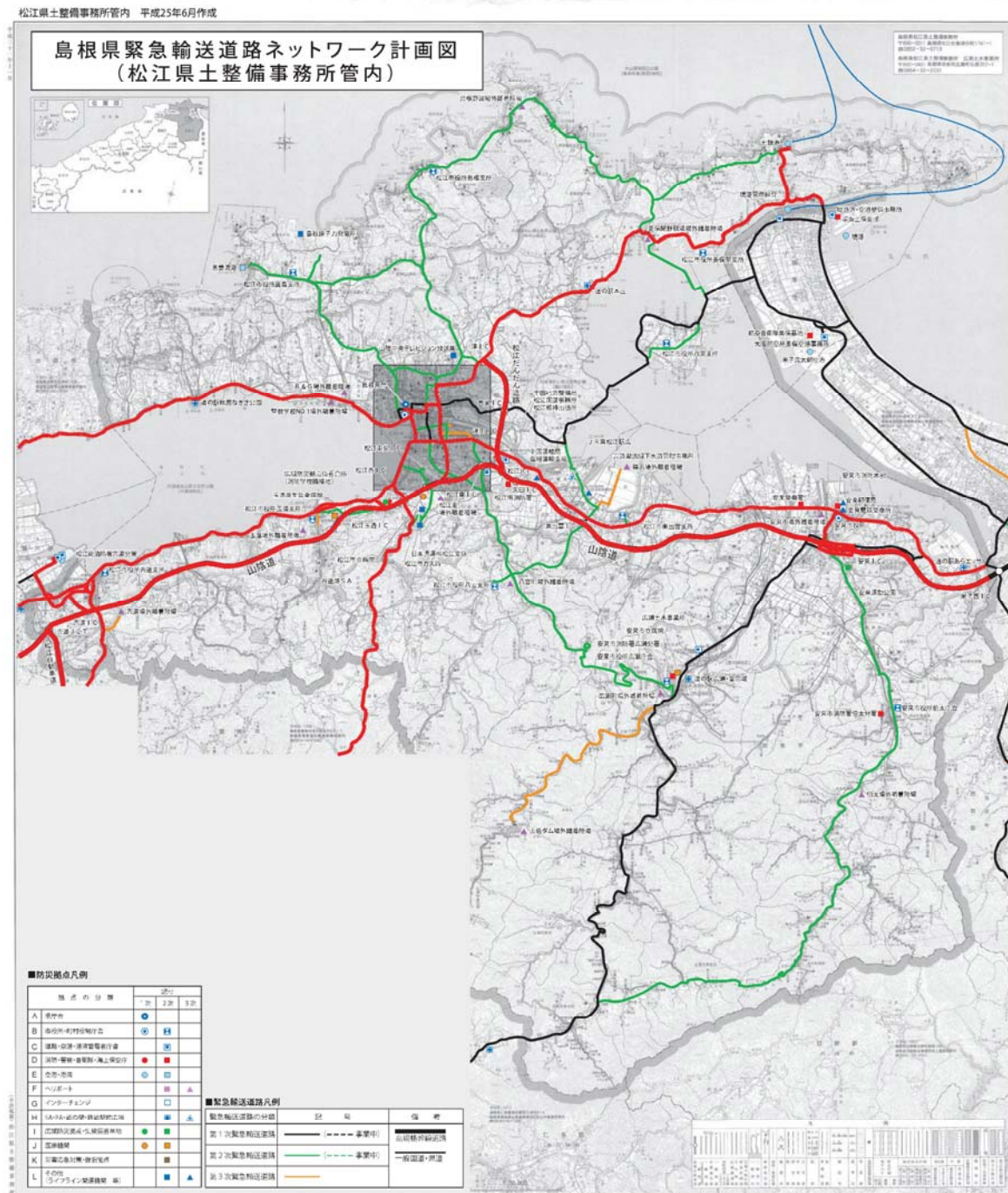
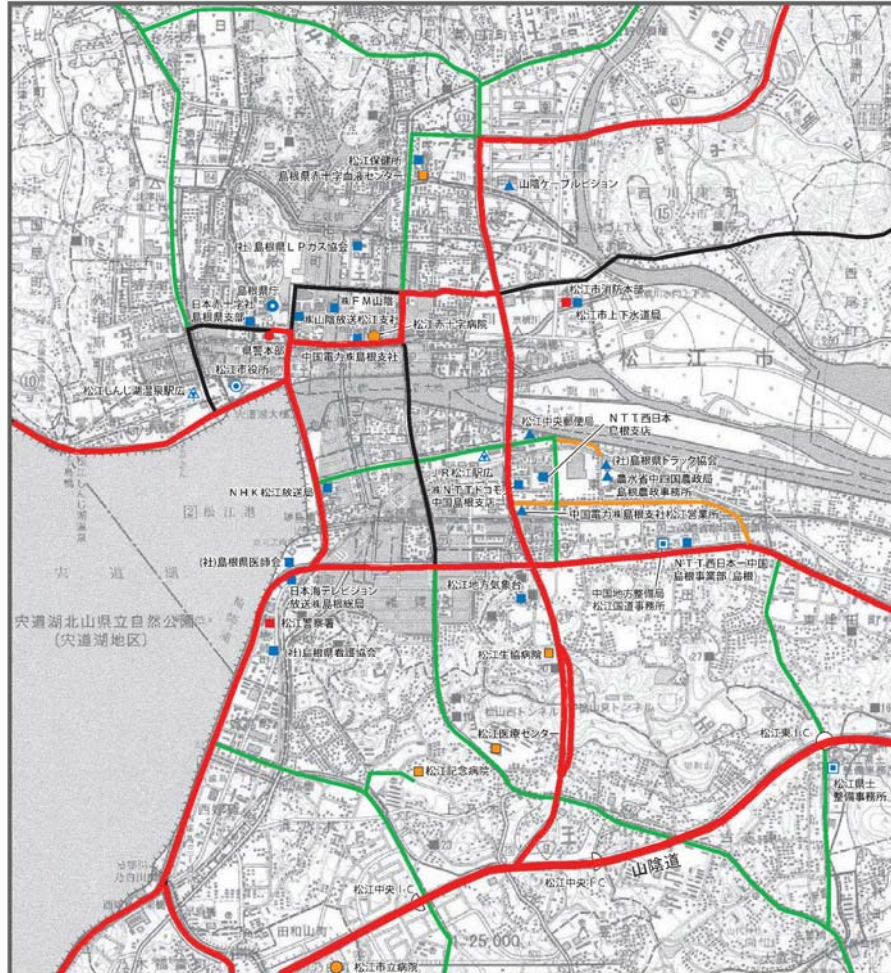


図 4-3 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図
(松江県土整備事務所管内松江市街部)



■緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	記号	備考
第1次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	高規格幹線道路
第2次緊急輸送道路	—— (--- 事業中)	一般国道・県道
第3次緊急輸送道路	——	

■防災拠点凡例

拠 点 の 分 類	記号		
	1次	2次	3次
A 県庁舎	●		
B 市役所・町村役場庁舎	◎	■	
C 道路・空港・港湾管理庁舎	■		
D 消防・警察・自衛隊・海上保安庁	●	■	
E 空港・港湾	◎	■	
F ヘリポート		■	▲
G インターチェンジ		■	
H SA・PA・道の駅・鉄道駅前広場		■	▲
I 広域防災拠点・集積調整基地	●	■	
J 医療機関	●	■	
K 災害応急対策・復旧拠点		■	
L その他 (タイプライン関連機関 等)		■	▲

松江県土整備事務所管内松江市街部 平成25年6月作成

- 95 -



図 4-5 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

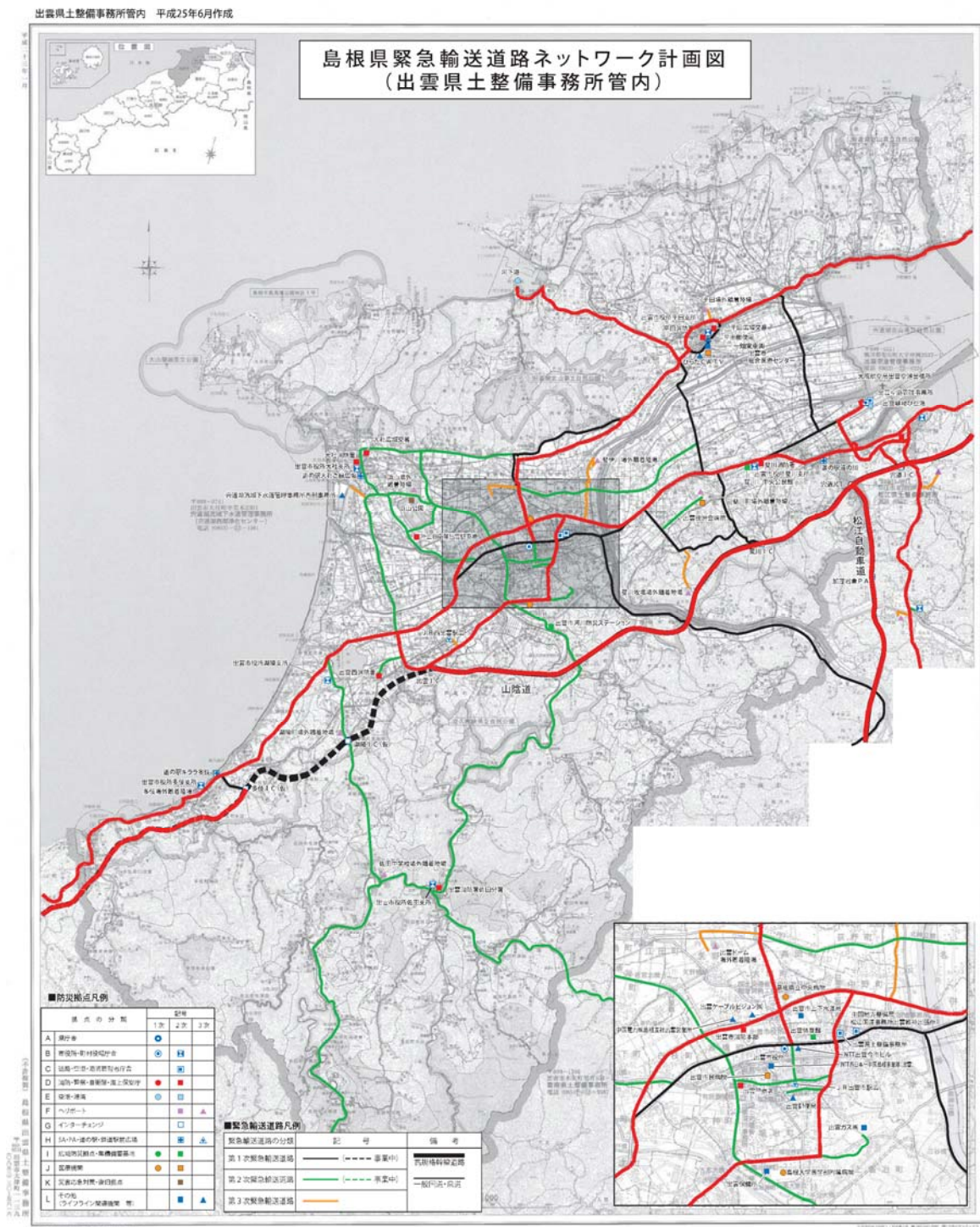


図 4-6 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

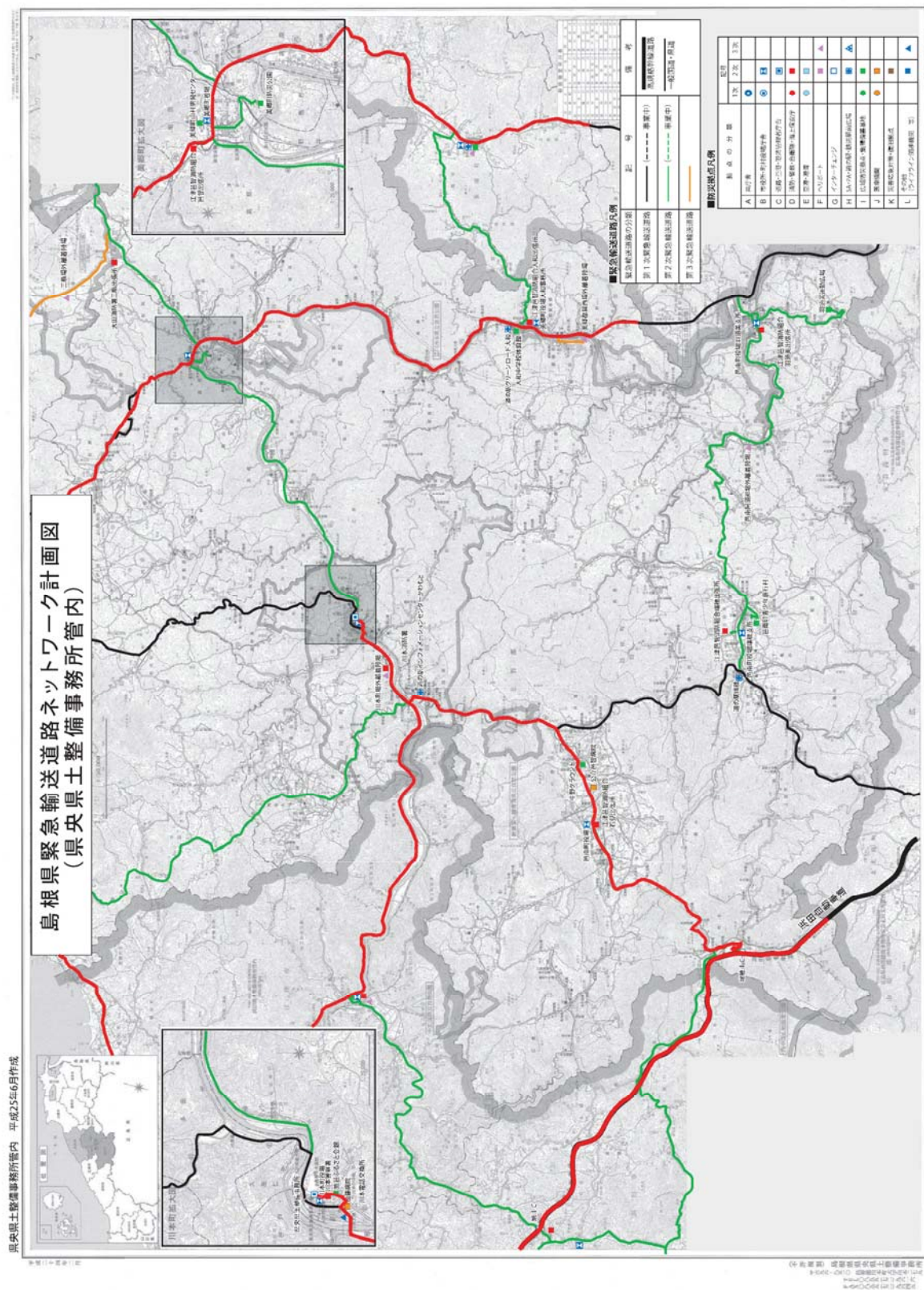


図 4-8 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

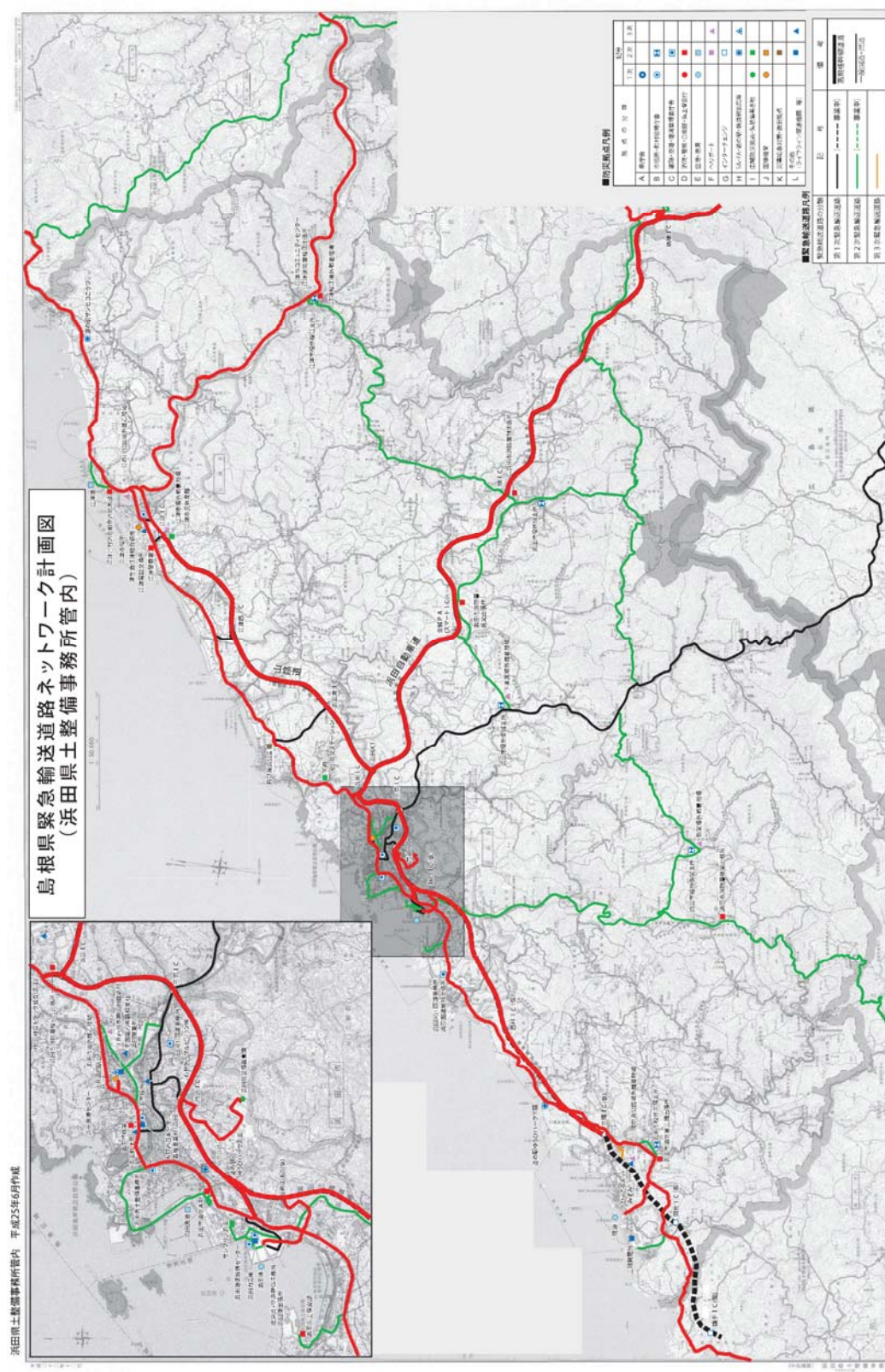


図 4-9 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

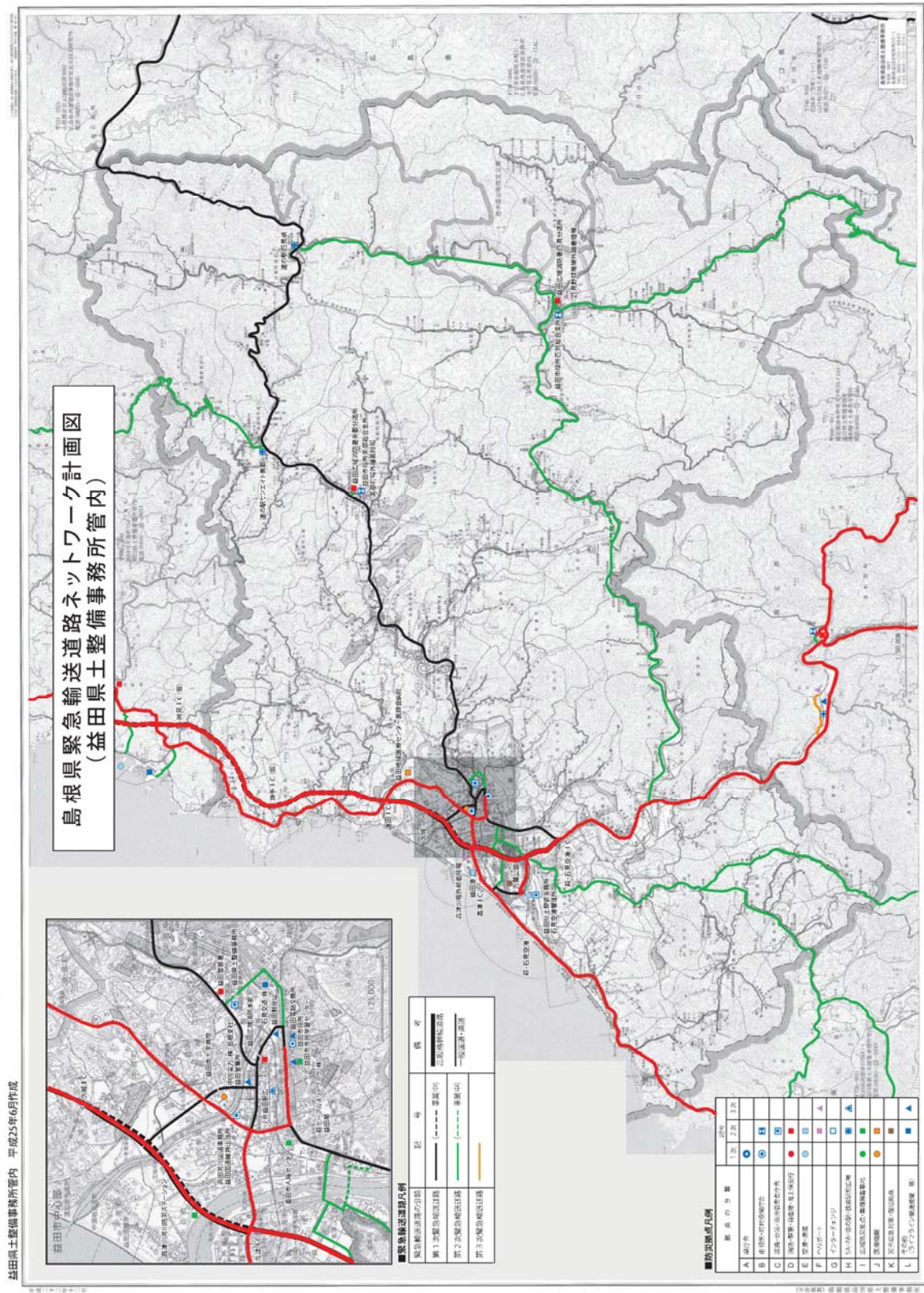


図 4-10 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）

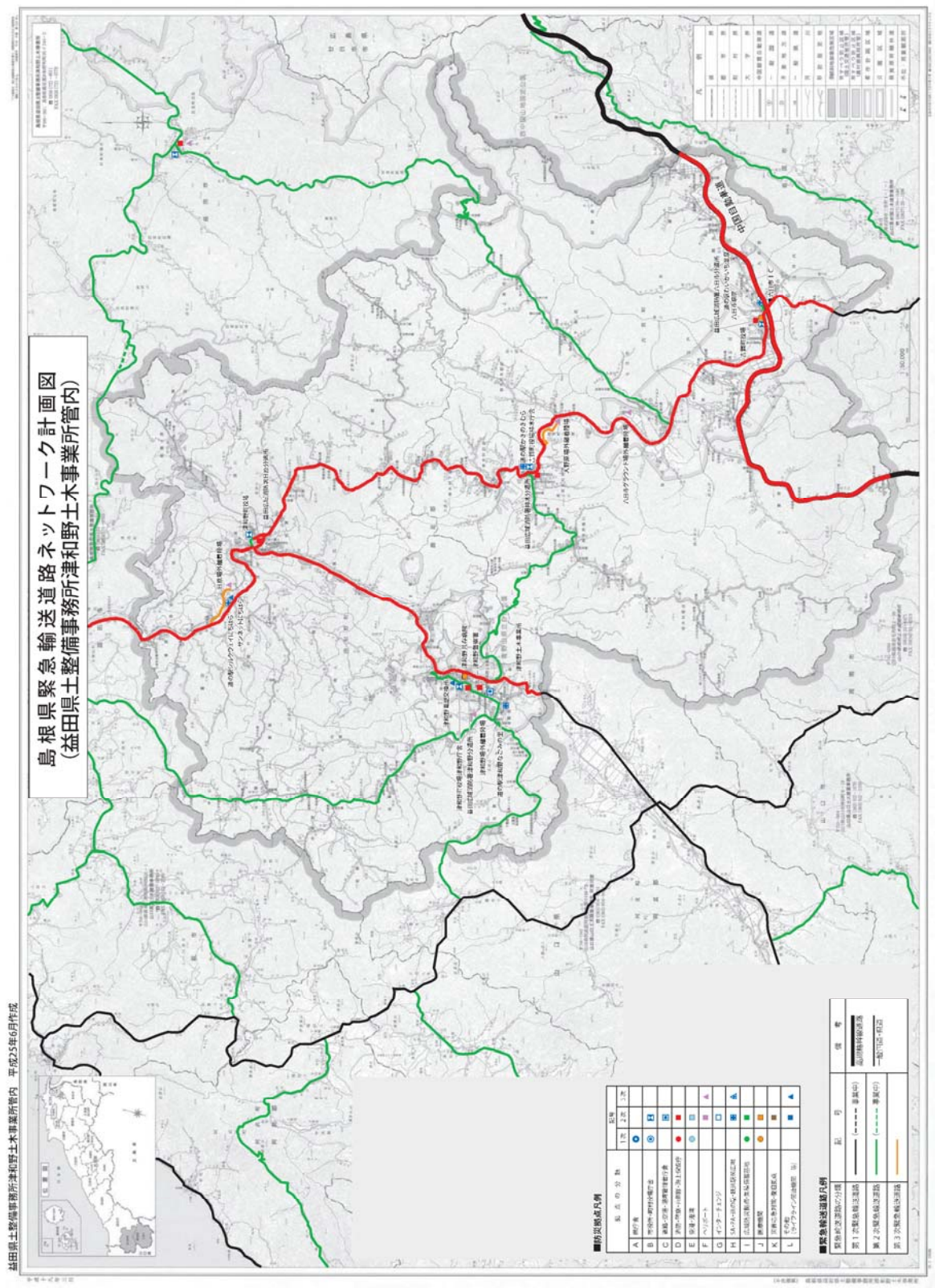
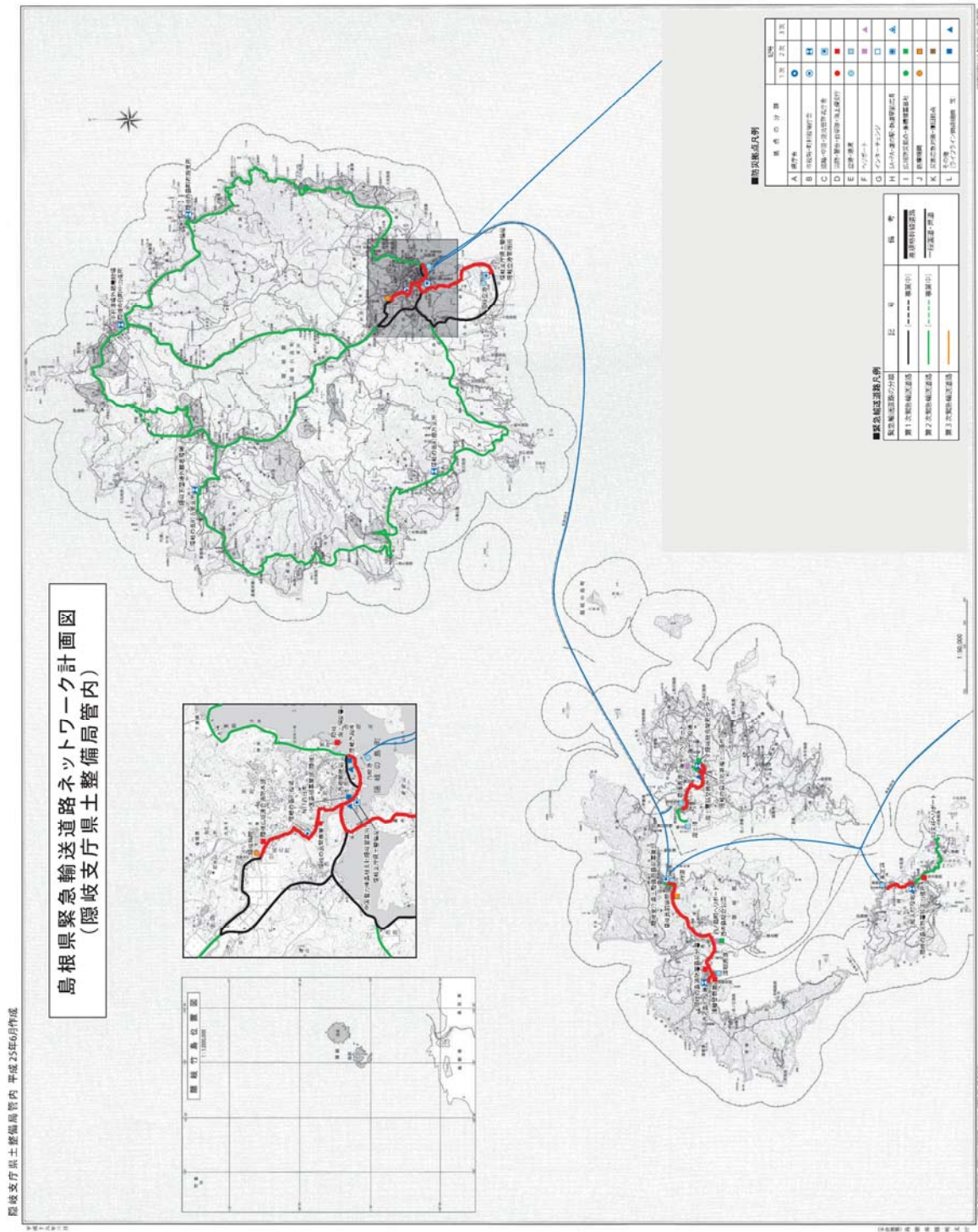


図 4-11 耐震診断結果の報告の義務付け対象となる道路図（続き）



4-2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

(1) 是正勧告の実施

建築基準法に規定する特定行政庁は、耐震改修促進法第15条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定に基づき、相当な猶予期間を付けて保安上必要な措置をとることを勧告する。

● 勧告を行う建築物

「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」別表第一の(一)に該当し、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物とする(表4-3)。

● 勧告の方法

「勧告」の方法は、具体的に実施すべき事項及び勧告に従わない場合は命令を発する旨を明示した勧告書を交付する等の方法で行う。

なお、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わない場合には、同条第2項の規定に基づき、相当な猶予期間を付けて勧告に係る措置をとるよう「命令」する。

(2) 是正命令の実施

特定行政庁は、耐震改修促進法第15条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第3項の規定に基づき、相当な猶予期間を付けて保安上必要な措置をとることを命令する。

● 命令を行う建築物

「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」別表第一の(一)に該当し、著しく保安上危険であると認められる建築物とする(表4-3)。

● 命令の方法

「命令」は、具体的に措置すべき事項及び命令に従わない場合は告発する旨等を明示した命令書を交付する方法で行う。

表4-3 特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針（建設省告示第2089号）別表第一

構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性	この表において、 I_s 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 I_s ：各階の構造耐震指標 q ：各階の保有水平耐力に係る指標
(一)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	
(二)	(一) 及び (二) 以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	
(三)	$I_s \geq 0.6$ かつ $q \geq 1.0$	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。	

5. 今後の推進体制整備等に関する方策

5-1 関係団体等による連携

(1) 市町村との連携

これまで、県は県民への建築物の耐震化の普及・啓発や、市町村と連携して県内の各地域で耐震学習会を開催するなどの取組みを行ってきた。この結果、県民の耐震に関する関心は高まってはきているが、十分ではない。

(2) 建築関係団体との連携

建築物の現状調査や耐震診断の実施、耐震補強などを円滑に実施するためには、必要な人材の育成や建築物の耐震化に係る技術や知識の獲得など、建築士や建設業等の建築関係団体が主体的な役割を果たすことが極めて重要となる。

このため、それぞれの団体の役割分担や活動内容を調整し、相互に連携協力して諸事業に取り組むことができるよう、情報提供や普及啓発を図る。